

トラック運送燃料緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燃料価格の高騰で、事業継続が厳しい状況が続く市内トラック運送事業者に対し、事業継続に向けた下支えを図るため、トラック運送燃料緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 男鹿市内に本社を置く法人又は住所地を有する個人事業主であること。
- (3) 秋田県（以下「県」という。）が実施する物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業におけるトラック運送事業者支援に係る補助金等交付決定通知書を受け取ったものであること。

2 前項の規定にかかわらず、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めるものについては交付対象者としない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の表に定める車両区分ごとに、1単位当たりの単価に対象車両の台数を乗じて得た金額を合算した額とする。

区 分	単 位	1単位当たりの単価
普通貨物自動車	車両1台	7,500 円
軽貨物自動車	車両1台	2,000 円

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、トラック運送燃料緊急支援金申請書（様式第1号の1及び様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県が実施する物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業に係る補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 請求書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 振込先口座が分かる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の申請期限は、令和7年7月31日までとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知（様式第4号）により通知し、遅滞なく申請者に支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、支援金を交付することが適当と認められないときは、支援金不交付決定通知（様式第5号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第6条 市長は、前条第1項により支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付されているときは、当該交付を受けた交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

（報告及び検査）

第7条 市長は、支援金の交付の適切な実施のため必要と認めるときは、支援金を交付した者に対し、報告の徴取又は立入検査を行うことができる。

（補足）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年2月25日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条及び第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。